

(案)

府消委第〇〇〇号  
平成26年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二

答 申 書

平成26年10月10日付け消表対第447号をもって当委員会に諮問のあった改正後の不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の規定に基づく指針の案については、不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。